

「川崎駅東口ストリートミュージックパス」運用ガイドライン(令和7年度試行実施)

川崎駅東口駅前広場で演奏をしようとする個人・グループは、本ガイドラインを遵守し、演奏活動時には必ず発行された登録証(川崎駅東口ストリートミュージックパス)を観客に見えるように掲示してください。演奏活動ができるのは川崎市が道路使用許可を得ている指定の場所のみです。

予約制ではないため、演奏場所は互いに譲り合って利用するものとし、演奏する方も鑑賞する方も通行者や周辺に配慮してください。

本ガイドラインの遵守を条件に道路使用許可を得ていますので、取組の継続のため、登録された個人・団体は本ガイドラインを承諾したものとし、演奏環境の維持についてご協力をお願いします。

※試行実施の登録証の有効期間は令和8年3月31日までとする。

※本取組は川崎市が川崎警察署から道路使用許可を得て実施するが、占用許可ではなく、他の集会・イベント等が開催されているときは、登録された個人・団体であっても指定の場所を使用できない場合もあることを了承すること。

※年末年始(令和7年12月27日から令和8年1月4日まで)は道路使用許可を得ていないため、登録された者であっても演奏活動を行うことはできないものとする。

※本ガイドラインは、試行実施につき期間中の内容変更や取組中止の可能性もある。

0 登録について

- ① 川崎駅東口駅前広場で演奏をする個人・グループは、事前に登録する。
- ② 「音楽のまち・かわさき」推進協議会ホームページで演奏者の登録を行う。
- ③ 演奏者は本ガイドラインを遵守したうえで、演奏活動を行う。

1 演奏方法

- ① 川崎駅東口駅前広場の指定の場所(*)で演奏する。
- ② 観客を含めて指定の場所の指定エリア内に収まるようにする。(演奏者が観客に対しても、地面に座り込んで通行を妨げないなど、協力を呼び掛ける。)
- ③ 演奏活動は正午から開始できるものとし、午後9時までに撤収する。
- ④ 一組あたりの指定の場所の使用時間(準備から撤収まで含めて)は最長1時間とし、原則毎時0分に交代するものとし、譲り合って演奏する。他の演奏者と時間・場所が重なる場合は、当事者同士で調整して解決するものとする。(待っている演奏者がいない場合は続けて演奏を行なってよいものとするが次の演奏者が来た場合は譲るようにする。)
- ⑤ 登録証をA4サイズ以上で印刷し、観客に見えるように掲示して演奏活動を開始する。
- ⑥ 演奏活動終了後は周囲を清掃し、ごみを持ち帰る。

2 演奏に伴う遵守事項

- ① 大きな音が出る楽器、一人で持ち運びができない大きさの楽器・機材の使用は行わない。
(例:ドラムセット、太鼓など)
- ② 大音量とならないよう配慮し、アンプを使用する場合は出力 10W 以内のものを目安に1組1台までとする。指定のエリア内の観客に届く程度の音量で演奏すること。
- ③ 車両を使う場合は近隣のコインパーキング等を利用するものとし、車道・乗降場等に車両を止めないこと。

3 禁止事項

- ① 登録証の譲渡・貸与
- ② チケットや CD、グッズ等の販売行為(金銭のやり取り)
- ③ 有料配信・ファンサービス等の直接的に営利を伴う行為
- ④ 他者の交通の妨害となるような方法での演奏活動
- ⑤ 立看板・のぼり・ステージ等の設置
- ⑥ 施設の破損・汚損(現状復帰できないような行為)
- ⑦ 法律及び条令等に抵触する行為

4 その他

- ① 演奏活動に伴う事故、紛争、損害等に関しては、当事者間で解決すること。
- ② 災害発生時や本ガイドラインに違反している場合など、川崎市・川崎警察署から中止要請等の指導があった場合は応じること。
- ③ 登録に際して取得した個人情報については、本取組の運用にのみ使用します。

*演奏指定場所

